

17 常滑市

平成 29 年

陳 情 事 項

★印が懇談の重点項目

【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★（1）介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。
保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

（2）介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

（3）基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

回 答

①

介護保険料は介護保険法において、国、県、市などの負担割合が決まっており、介護保険料を引き下げるための一般会計からの繰り入れについては、制度の趣旨からも認められないため考えていません。なお、第6期の介護保険料は、基金を取り崩すことにより保険料の上昇を抑えております。また、低所得者への負担を軽減するため、保険料段階を国基準より多く設定したり、平成27年度から新たに公費を投入したりし応能負担を図っております

②

保険料については、能力に応じた段階の負担を求めるという観点から、国の段階制を採用しており、市民税非課税世帯や本人所得等を考慮した段階設定により、低所得者の負担は軽減されていると考えております。また、利用料についても、高額介護サービス費等の制度により実施しているため、独自の減免制度については考えていません。

①

窓口相談の際には、介護保険の制度を一通り説明した上で申請を受け、必要であれば専門知識を持った職員がいる高齢者相談支援センターに案内するなど利用者の状況に応じた対応を行っております。

②

相談があった場合は、受付時に相談の目的や希望するサービスを聴き取るなど、一律に基本チェックリストで振り分けるのではなく、相談者の意向を確認しながら適切な振り分けができるように努めます。総合事業のみを希望する方に対しては、基本チェックリストによる判定で、迅速なサービスの提供に努めます。

①

大規模な特別養護老人ホームの整備については、県の計画に沿って基盤整備されております。小規模多機能型居宅介護事業所については、市内に2カ所整備しており、それにより需要と供給のバランスはある程度図られると考えています。

②

特別養護老人ホームから特例入所要件の照会を受け、該当者の状態、状況を確認した上で、適用の認否を判断しています。必要な方には、施設を通じて相談があるため、広報等で一律な周知を行う予定はありません。

陳 情 事 項

(4) 総合事業について

★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一時的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

★(6) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

回 答

①

総合事業移行後も、現行相当サービスは一定期間継続する予定です。期間については、実態等を十分把握し、既存のサービスに加え、多様なサービスの充実状況を見ながら検討していきます。

②

利用者の実態やニーズと事業者の状況を把握して、十分なサービスの提供ができるよう、事業のあり方やサービス内容を検討していきます。

①

認知症カフェは、現在6カ所開催しており、助成を実施しています。また、29年度は、新たに1つ増やす予定です。

②

住宅改修費及び福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しておりますが、高額介護サービス費については、現在のところ考えていません。

①

障害者控除は、障害者手帳保持者に準ずる人を対象に出すものであり、要介護認定を受けているという状況のみだけでは該当しないと考えます。

②

上記と同様の理由で全ての人に郵送する予定はありません。また、該当者に対しては利用しない場合もある為、個別送付ではなく申請があった人に送付しています。ただし、送付方法の改善に向けて検討中です。

①

平成29年度に軽減対象の拡大を実施しました。保険税については、平成30年度から財政主体が県となり、県から請求される納付金に応じた保険税率の検討を予定しています。

②

持続可能な医療制度とするため、応分な負担は避けられません。受診の際には、こども医療制度で負担軽減を実施しています。

③

資格証明書の発行はしていません。

④

保険税を払えない加入者には、生活実態を把握をし、分納等にて完納できるよう納付相談の機会を得るために短期保険証の発行をしています。

また、納税誠意の見られない滞納者に対しては、厳正に対応いたしております。

陳 情 事 項
<p>⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。</p> <p>3. 税の徴収、滞納問題への対応など 税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。</p> <p>4. 生活保護について ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。 ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。</p> <p>③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。</p> <p>④通院の移送費（通院費）は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。</p> <p>5. 福祉医療制度について ★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。</p> <p>★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。</p>

回 答
<p>⑤ 国の基準に基づいて取扱要綱を定めています。国民健康保険証の納税通知書に同封し、加入者への周知をしています。</p> <p>国税徴収法等に規定されている差押禁止財産については、差押をいたしません。 また、一括納付が困難な納税者には、分割納付等についてきめ細やかな納付相談を実施し、納税しやすい環境を作るとともに、状況に応じて滞納処分の停止等の措置を講じております。</p> <p>① 生活保護の申請意思を示した方には、生活保護制度について説明した上で、申請書を交付し、申請を促しています。また、生活保護費の支給については14日以内に生活保護の決定を通知し、決定後速やかに生活保護費の支給を行っています。</p> <p>② 当市において、ケースワーカー1人が担当する保護受給世帯数は平成29年4月1日現在64世帯で、国基準の80世帯を下回っていることから、ケースワーカーの人数は適正と考えています。また、担当者の研修については、国や県の実施する研修会だけでなく、障害年金の受給に向けた取組など生活向上に関わるような研修にも積極的に参加することでレベルアップを図り、個々の異なる問題点に着目したケースワークができるよう、担当者間の情報共有をしています。</p> <p>③ 被保護者の現金、預金、動産、不動産等の資産に関する申告の時期及び回数については少なくとも12ヶ月ごとに実施しています。公平かつ被保護者の実態を把握した上で保護を行うため調査は必要と考えていますが、被保護者の協力を得られるよう常に配慮しつつ、調査を行っています。</p> <p>④ 通院に係る移送費については、被保護者から提出された申請を国の示した給付の範囲に照らして審査し、適正に給付を行っています。</p> <p>① 福祉医療制度は愛知県の制度に準じて実施しており、今後も継続して実施します。常滑市独自事業（県制度からの拡大）として、子ども医療、高齢者福祉医療、精神障がい者医療で助成を拡大実施しています。</p> <p>② 子ども医療費助成については、県補助制度より拡充し実施しています。医療費については自治体ご</p>

陳 情 事 項

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

6. 子育て支援について

(1) 「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

★(2) 小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。

(3) 児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

(4) 保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

回 答

との制度ではなく、本来国の責任で全国どこに住んでも全国一律の医療保険制度となるように、国に対して要望していきます。

③

平成28年10月より、精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者について、通院医療費助成を全ての疾患に拡大しました。

①

現在のところ、市において独自調査をする予定はありません。

②

自立支援計画は未策定ですが、自立支援給付金事業、日常生活支援事業は実施しております。

③

就学援助の対象者は、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯としています。年度途中で申請できることについて今後も、周知に努めます。支給内容の拡充は予定しておりません。入学準備金の支給については、平成30年度の入学予定者から新学期開始前の支給を予定しております。

④

・平成27年度より、市内2ヶ所で、ひとり親世帯、生活保護受給者世帯を対象とした学習支援事業を常滑市社会福祉協議会に委託実施しており、平成28年度は、実施回数97回、のべ313人の参加がありました。また、平成29年4月から市内1ヶ所で、事業終了後軽食の提供を行っており、学習面だけでなく、大人との交流を通して、精神面での成長を促すことができると考えています。

・平成28年度より中学生を対象とした自主形式の無料塾「地域未来塾」を開設しています。

(2)

小中学校の給食費について無償化は考えておりません。

(3)

設置者や事業者は「常滑市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を守り事業運営をするため、施設形態の違いにより受ける保育に格差が生じることはないと考えております。また、認可保育所の増設について、現在、「常滑市子ども・子育て支援事業計画」では予定しておりませんが、次の計画策定の中で必要を検討します。

(4)

特別保育に対しては国、県の補助金を活用し人件費の補助を行っています。現在のところ、自治体としての独自補助を行う考えはありません。

陳 情 事 項

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

②移動支援（地域生活支援事業）を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

③障害者（児）の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

1) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

2) 障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。

⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回 答

①
現在市内にグループホームは6か所、通所施設は平成29年3月に1か所増え、5か所となりました。入所施設は市内にありませんが、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し支援に努めます。

②
移動支援は、余暇活動等社会参加を目的とする事業であり、通年かつ長期にわたる通所、通学は対象としておりません。入所施設者の余暇利用のための移動支援は認めております。また、通院は基本的には移動支援ではなく、障害福祉サービスの通院等介助でおこなっております。

③
障害福祉サービスについては、国の軽減措置により本人負担が重くならないように講じられています。

④
要介護認定該当者について、同様のサービスの場合は介護保険を優先していただいています。それでもなおサービスが不足する場合に、障害福祉サービスの申請をしてもらっています。

1)
一方的に障害福祉サービスの打ち切りは行っておりません。介護保険サービスの利用が決まるまでは、障害福祉サービスを利用してもらっております。

2)
要介護認定の非該当となった方には支給時間を削減せず、障害福祉サービスを利用してもらっております。

⑤
入院中のヘルパーは認めておりません。通院での病院内の付添については、身体介助が必要な方のみ、排せつ、移動介助が認められています。待ち時間、診察中の付添については認められていませんが、車イスや視覚、知的、精神の障がいがある方で診療中、待ち時間の付き添いを必要としている方については、行っている現状があります。

⑥
職員の配置及び報酬単価については、国が定める基準に基づき行っております。また、愛知県の補助金を受け、当市では障がい者が通所施設の閉所日にグループホームにおいて過ごされた場合、そのグループホームに対し、支援費を支給しております。

⑦
障がい者が住み慣れた地域で暮らすためには、住民ひとりひとりが障がい者に対する偏見をなくし、地域で暮らす障がい者を住民が受け入れられるよう障がい者差別解消、障がい者理解について啓発活動に努めます。そのことが、ひいては居宅介護を始め障がい者福祉への理解になると考えています。

陳 情 事 項

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。

②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。

⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

（1）福祉医療制度について

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

（2）市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

回 答

①

現在のところ助成は考えておりません。国や他の自治体の動向を注視しながら、必要時検討していきます。

②

現在のところ一部負担を無料にすることは考えておりません。2回目の接種については初回接種よりも副反応が強く発現する等の報告がでていますので、国の方向性に合わせていきたいと考えております。

1. 2.

陳情を受けてから市議会議長に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。